

～**県外**渡航した場合の出勤・登園の判断基準～

◎判断基準の対象者：

公立保育施設（保育所・認定こども園・こっこーま）の保育従事者及び通所する乳幼児

○判断基準の準用を推奨する施設及び事業所：

私立保育施設（保育園・認定こども園等）、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター

適用期間：新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを必要とする当分の間

